



愛知県警察 令和元年 12月

交通安全カレンダー

月	火	水	木	金	土	日
★ 10日 自転車・二輪車安全利用の日 ★ 11日 横断歩道の日 ★ 20日 シートベルト・チャイルドシートの日 ★ 30日 高齢者を交通事故から守る日 ★ 第4金曜日 飲酒運転根絶の日					凡例 日付 日の出 日の入 6:41 16:40 ← 昨年死者 日計(月計) 0(0) 年計 170	1
2	3	4	5	6	7	8
年末の交通安全県民運動						
1(1) 171	0(1) 171	0(1) 171	1(2) 172	0(2) 172	1(3) 173	0(3) 173
9	10 ゼロの日	11	12 満月	13	14	15
0(3) 173	0(3) 173	2(5) 175	0(5) 175	2(7) 177	2(9) 179	2(11) 181
16	17	18	19	20 ゼロの日	21	22
0(11) 181	0(11) 181	0(11) 181	1(12) 182	0(12) 182	0(12) 182	0(12) 182
23	24	25	26	27	28	29
0(12) 182	0(12) 182		新月	1(15) 185	1(16) 186	1(17) 187
30 ゼロの日	31					
0(17) 187	2(19) 189	1(13) 183	1(14) 184	1(15) 185	1(16) 186	1(17) 187

年末の交通安全県民運動

年末は、師走特有の慌ただしさから運転者や歩行者等の注意力が散漫となり、交通事故の多発が心配されます。
また、忘年会などで飲酒の機会も増えることから、飲酒運転による事故も懸念されます。年末の交通安全県民運動を県民総ぐるみで展開し、県民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故を防止しましょう。

《期間》 令和元年12月1日(日)から12月10日(火)までの10日間

《運動重点》

- 子供と高齢者の安全な通行の確保
- 高齢運転者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

携帯電話使用等違反の罰則が強化

令和元年12月1日から道路交通法等の一部改正により、携帯電話使用等違反の罰則が強化されます。

携帯電話で通話



画像を注視



運転中に携帯電話やスマートフォンを手に持って使用すると交通違反になります。また、交通事故等の危険を生じさせると、さらに厳しい罰則が適用されます。
自転車を運転するときも、携帯電話・ながらスマホは愛知県道路交通法施行細則で禁止されています。

携帯電話使用等(保持)違反の罰則(自動車・原付)

5万円以下の罰金
反則金(普通車):6千円
基礎点数:1点

令和元年12月1日から改正

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
反則金(普通車):1万8千円
基礎点数:3点